

図書文化財課

## 令和元年度港区指定文化財の指定について

港区文化財保護条例第4条の規定に基づき、令和元年度港区指定文化財を下記のとおり、指定しました。

### 1 経緯

令和元年8月 9日 港区教育委員会から港区文化財保護審議会へ諮問  
令和元年9月 12日 港区文化財保護審議会から港区教育委員会へ答申  
令和元年9月 24日 港区教育委員会において審議、決定

### 2 指定文化財の名称等

- (1) 有形文化財 建造物（別紙1）  
旧公衆衛生院 1棟  
所有者：港区
- (2) 有形文化財 彫刻（別紙2）  
木造二天立像 2躯  
所有者：徳川恒孝
- (3) 有形文化財 古文書（別紙3）  
徳川秀忠署判浄土宗諸法度 1点  
所有者：宗教法人 増上寺
- (4) 有形文化財 古文書（別紙4）  
曲直瀬家文書 106点  
所有者：学校法人 慶應義塾

### 3 周知方法

- (1) 「広報みなと」 11月1日号に掲載
- (2) 「ミナトマンスリー」 11月号に掲載
- (3) 「港区ポータルサイト」 ホームページ 11月1日に掲載
- (4) 「港区立郷土歴史館」 ホームページ 11月1日に掲載



1 種 別 有形文化財 建造物

2 名 称 旧公衆衛生院

3 員 数 1棟

4 所在の場所 港区白金台四丁目6番2号

5 所有者 港区

6 理由 地下1階、地上6階、搭屋3階、延床約15,000m<sup>2</sup>のこの建造物は、昭和13（1938）年10月、内田祥三の設計、大倉土木の施工により公衆衛生院として竣工しました。建設資金として米国ロックフェラー財団の援助を受けています。

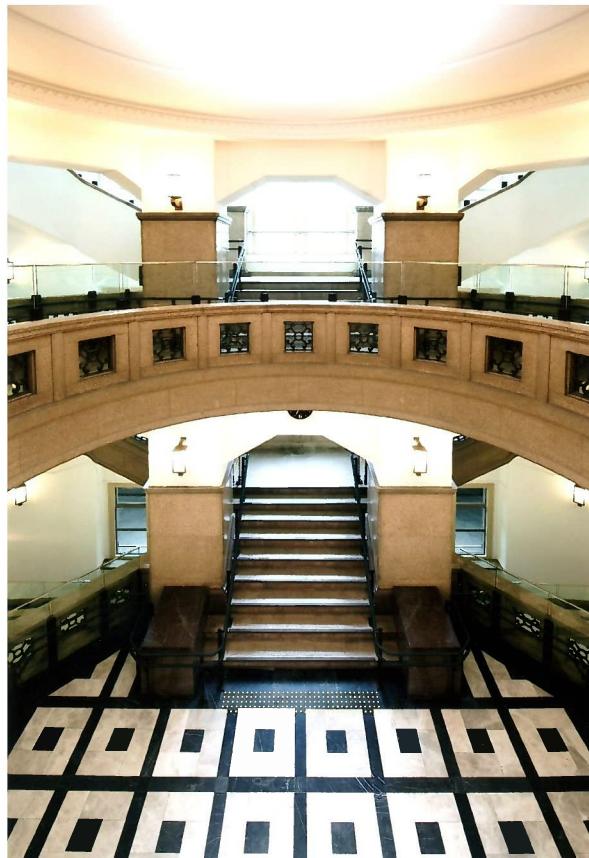
この建物は、内田ゴシックと呼ばれている内田独自の意匠です。垂直にのびた中央棟と左右に広がる翼状の棟から構成された左右対称の威厳ある外観が特徴的で、入り口部分にはリズミカルな5連アーチが設けられ、来館者を迎え入れます。玄関を通り過ぎると2・3階吹き抜けの中央ホールが配され、背面に設置された大窓とまわり階段、それらを装飾する金属製のレリーフが特徴的な空間を構成しています。3階には、院長室、次長室が配されており、いずれも木質材が多用されていることが特徴的です。このほか、公衆衛生院時代に式典や研究発表の場として利用されていた340席を有する講堂や、図書閲覧室及び、書架が建設当初の姿のまま残されています。

同時代において最も優れた作品として、指定にふさわしい建造物と考えられます。

旧公衆衛生院



外観



中央ホール

1 種 別 有形文化財 彫刻

2 名 称 もくぞうにてんりゅうぞう  
木造二天立像

3 員 数 2軀

4 所在の場所 港区芝公園三丁目3番 有章院靈廟二天門

5 所有者 德川恒孝 つねなり

6 理由 有章院（七代將軍徳川家継）靈廟の惣門である二天門（国重要文化財）に安置される二天像です。体内には享保元（1716）年、幕府や禁裏の御用を務めた京都七条仏師の二十八世法橋康傳が弟子とともに造像した旨が墨書されます。また、七条仏師の事績を記した「本朝大佛師正統系図 幷末流」からも、本像が靈廟建立に際し二天門に安置されたものであることがわかります。寄木造で彩色が施され、玉眼が嵌入されています。忿怒の相を表し、手に筆と巻子を持つ広目天と、体内銘に多聞天と記され右手を腰に当て左手に戟を執る姿の二天像で、二邪鬼の上にすっくりと立っています。像高は各々219.0cmと212.1cmです。着甲の様子や彩色も丁寧で、いずれも七条仏師の伝統的で堅実な作風を示しています。作者・制作年・制作背景ともに明らかで、京仏師の徳川幕府にかかる造像活動を示す上でも基準的な作例と考えられ、指定にふさわしい彫刻です。

木造二天立像



左：廣目天 右：多聞天

1 種 別 有形文化財 古文書

2 名 称 徳川秀忠署判浄土宗諸法度

3 員 数 1点

4 所在の場所 芝公園四丁目7番35号

5 所有者 宗教法人 増上寺

6 理由 元和2(1616)年11月に発給された江戸幕府の寺社法度で、増上寺が宛名となっていますが、対象は浄土宗の宗派全体に及んでおり、二代將軍徳川秀忠の花押が記されています。形態は巻子で、たてがみを継いでりょうしとしていますが、その継ぎ目裏には秀忠の印章が黒印で押されています。

前年7月には徳川家康の花押が記された浄土宗法度が発給されており、末尾に家康署判の浄土宗法度を厳守すべき旨が記されていますが、35か条の記載内容や宛名などで、家康署判の浄土宗法度との違いはほとんどありません。

家康の死去後、秀忠が名実ともに幕府の最高権力者となる中で、家康の対浄土宗政策の路線を継承したことを見出し、江戸幕府初期の寺社政策の一端を窺える貴重な文書です。なお、平成元年に港区指定文化財に指定された「増上寺所蔵文書」の14通の中には、家康署判の浄土宗法度が「徳川家康署判浄土宗法度」として含まれているため、今回、「増上寺所蔵文書」に追加指定すべきものです。

淨土宗諸法度

一部書院事三置官跡  
大富士之多深難言高門道學等  
著者宣陽保持先視不遺執經  
十念心繩御門三日一省校等事  
一念萬物中擇善焉仁人為優者不  
以法傳法傳善之至則無傳而傳事  
一頃學所於傳承傳授之謂通傳錄  
不令執以清淨子之率接在接事  
一對主教人之平今右傳五重傳事  
一淨空修持之如真空不妄而得  
接諸子於家書許可者被為善  
仁居或十有四人方傳事  
一謂善向奉順隨事而往事接  
而之能從利運物一形本身接事  
式接子之善者可令頂戴至人  
總曰之重也非一而稱之重付其  
之重也非一而稱之重付其  
化石事之善者可令頂戴事  
一而解事之善者可令頂戴事  
食者名利不以法傳法不為善者  
不可能令勸化宣國傳道釋傳  
物云傳法高在恩主而別有傳  
化者名利不為善者傳道傳

1 種 別 有形文化財 古文書

2 名 称 曲直瀬家文書

3 員 数 106 点

4 所在の場所 三田二丁目 15 番 45 号

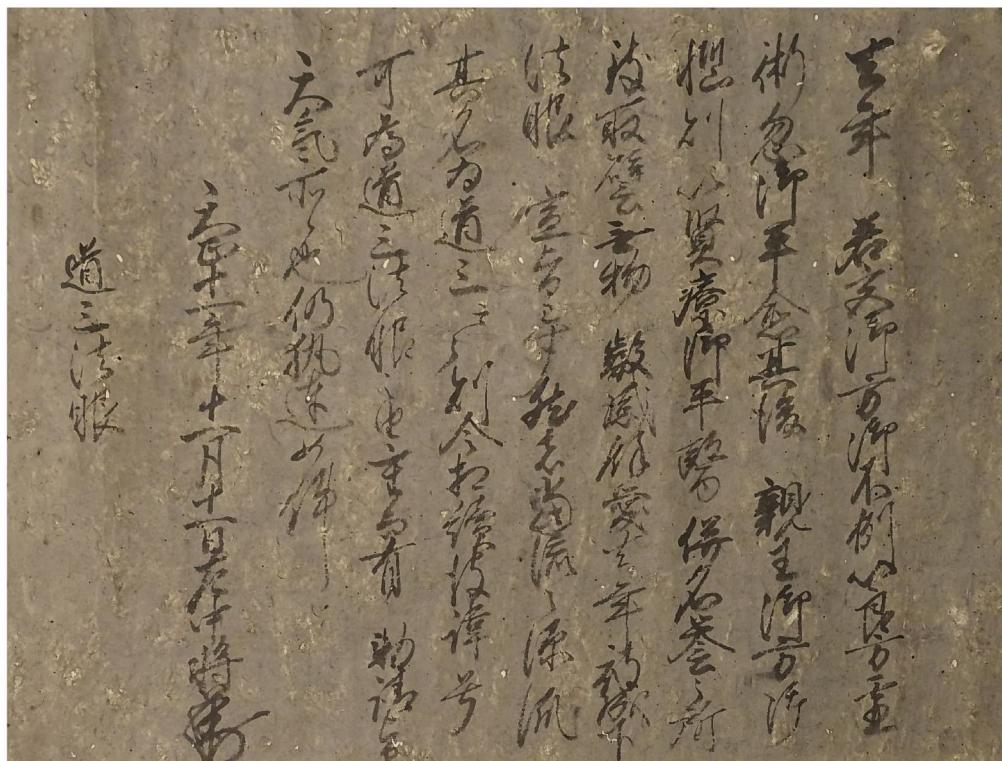
5 所有者 学校法人 慶應義塾

6 理由 曲直瀬家文書は、初代曲直瀬道三（1507～1594）を始めとする曲直瀬（今大路）家に伝来する文書です。106 点のうち、105 点が巻子、1 点が折本です。内容は、朝廷や幕府が曲直瀬家に対して発給した文書、初代～五代道三の自筆本・書状、曲直瀬家の人物が作成した詩文類、曲直瀬家の門人関係文書、処方した薬の記録、各種証文、曲直瀬家の家譜、曲直瀬家の人物宛の書状など、中世から幕末にいたるまで多岐に渡ります。

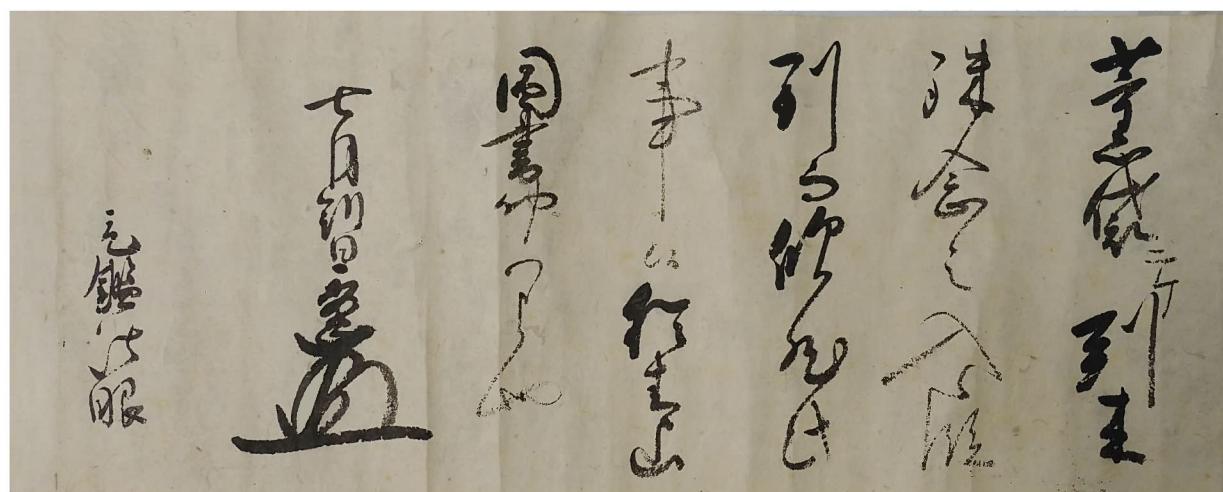
曲直瀬家は、天正 2（1574）年に正親町天皇に召される一方、徳川家康のもとで仕えたことを契機に幕府の医師となった家で、典薬頭の官職を世襲する名門でした。家長は代々「道三」を名乗り、初代道三は医学書である『啓迪集』などを著述、正親町天皇を診療しました。また、足利義輝（室町幕府十三代將軍）や織田信長、豊臣秀吉、徳川家康らと交流を持つなど、文化人としても一流の人物でした。三代目道三は、後陽成天皇から今大路の家号を賜り、以後は今大路氏を名乗って徳川家に仕えました。

朝廷からの口宣案をはじめ、羽柴（のちの豊臣）秀吉や毛利輝元、前田玄以（豊臣政権五奉行）らの文書も含まれており、時の権力者たちと交流を持ち、代々江戸幕府で重きをなした曲直瀬家の古文書は、医学関係の記録に留まらない多くの情報が記されています。港区に所在する文化財として大変貴重であり、指定にふさわしい古文書です。

曲直瀬家文書



おおぎまち りんじ  
正親町天皇綸旨



徳川秀忠書状